

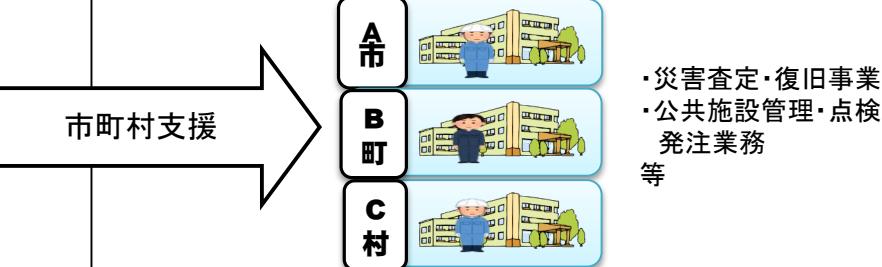
# 復旧・復興支援 技術職員派遣制度（令和2年度～）

- 近年、多発する自然災害への対応や、公共施設の老朽化を踏まえた適正管理が求められる中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化
  - さらに、大規模災害時において、特に、技術職員の中長期派遣のニーズが高い状況
- ➡ 都道府県等が技術職員を確保し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する仕組み



## (A) 技術職員不足の市町村支援(平時)

都道府県等※が市町村支援業務のための技術職員を配置



## (B) 中長期派遣要員の確保(大規模災害時)

事前登録された技術職員数を基に、地方三団体及び指定都市市長会とともに派遣調整



## 地方交付税措置

- ・「市町村支援業務に従事する技術職員数」
  - ・「中長期派遣可能な技術職員数」
- のいずれか小さい方の職員数に係る人件費に、地方交付税措置

※令和5年度は227名分を措置

※令和5年度から地方交付税措置の要件を緩和（増員された技術職員数の範囲内という要件を廃止）

- ※上記の要件緩和に併せて、以下の項目を内容とする「技術職員確保計画」の策定期を要請
- ・令和10年度までの技術職員確保の具体的な数値目標
  - ・技術職員確保の具体的な取組

※市町村間連携として、他市町村の支援業務のために技術職員を確保・配置する市町村を含む